

第21号様式 記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除きます。以下同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて市民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第321条の8第5項の規定による申告）をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、大阪市長に1通（提出用）を提出してください。
- 3 「※処理事項」欄は、記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 5 「法人名」欄は、法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 6 「所在地」欄は、本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。
- 7 「従前の事業種目」欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けてください。
- 8 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」の各欄には、清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をそれぞれの欄に記載してください。
- 9 「市民税の申告書」の空欄には、次のように記載してください。
  - (1) 法人税の清算事業年度予納申告書に係る申告の場合は、「清算事業年度予納」
  - (2) (1)に係る修正申告の場合は、「修正清算事業年度予納」
- 10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」欄は、法人税の申告書（別表20(1)）の10の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその金額が100円未満であるためその金額を切り捨てたときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる前の金額）を記載し、かつこの内には同表の使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の40%相当額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載してください。
- 11 「法人税法第68条の規定による所得税額の控除額②」欄は、法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の31の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載し、「法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額③」欄は、法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の32の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額を記載してください。  
 なお、法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合には、同申告書の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を②の欄に記載してください。
- 12 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額④」欄は、法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載してください。
- 13 「還付法人税額等の控除額⑤」欄は、第20号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載してください。
- 14 「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」欄は、次のように記載してください。
  - (1) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。
  - (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
- 15 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑦」欄は、次のように記載してください。
  - (1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
  - (2) 「課税標準」の欄は、次のように記載してください。
    - ア ⑥の欄の金額を⑧の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑧の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑨の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。（当該数値は、第22号の2様式の「分割課税標準額」欄の本市分の金額と同額になります。）
    - イ この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。
- 16 「外国の法人税等の額の控除額⑧」欄は、第20号様式別表3の⑧の欄の金額（2以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては⑨の欄の本市分の金額）を記載してください。
- 17 「差引法人税割額⑨」欄の金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。
- 18 「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑩」の「課税標準」欄は、法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載してください。ただし、2以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、当該金額を⑧の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑧の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑨の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。この場合において、1,000円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。
- 19 「算定期間において事務所等を有していた月数⑬」欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。  
 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があつた場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
- 20 「円× $\frac{⑬}{12}$ ⑭」欄の金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。（当該数値は、「⑭の計算」欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額と同額になります。）
- 21 「大阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等」及び「分割基準」欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載してください。この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。
  - (1) その算定期間の中で新設された事務所等
 
$$\text{その算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日からその算定期間の末日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$$
  - (2) その算定期間の中で廃止された事務所等
 
$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{その算定期間の月数}}$$
  - (3) その算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等
 
$$\text{その算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数} \times \frac{\text{その算定期間の月数}}{\text{その算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数}}$$
 なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。
- 22 「大阪市内の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」欄は、清算中の事業年度の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設または廃止された事務所等にあつても、その事業年度の末日現在における従業者の数を記載してください。（この従業者数と分割基準となる従業者数は異なる場合があります。）
- 23 「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、⑫の欄に記載した金額と同額になります。
- 24 「⑭の計算」欄は、次により記載してください。なお、9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。
  - (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。
  - (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。
  - (3) 「従業者数」の欄は、清算中の事業年度の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、その事業年度の末日現在における従業者数を記載してください。

◎ 郵送等により申告書を提出していただく場合は、提出用を一部送付してください。控の必要な方は、控用及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。